

**静岡県告示第430号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第8号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和6年6月7日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
狩野川漁業協同組合 伊豆の国市大仁901番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第8号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和6年6月7日

別表

改正前					改正後				
(遊具、漁具の制限)					(遊具、漁具の制限)				
第3条 次の表のア欄に掲げる漁法の遊具は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる漁法の遊具は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア 魚種	イ 遊漁の方法	ウ 統数または規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 遊漁の方法	ウ 統数または規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	餌釣		柿田川	5月20日以降で組合が定め公示する日から <u>1月31日</u> まで	あゆ漁業	餌釣		柿田川	5月20日以降で組合が定め公示する日から <u>12月31日</u> まで
			狩野川本流 修善寺橋より上流(大見川を含む)	11月1日から12月31日まで				狩野川本流 修善寺橋より上流(大見川を含む)	11月1日から12月31日まで
(略)					(略)				
にじます漁業	餌釣		黄瀬川	<u>3月1日</u> から <u>10月31日</u> まで	にじます漁業	餌釣		全川	<u>3月1日</u> から <u>10月31日</u> まで
			全川(黄瀬川を除く)	<u>3月1日</u> から <u>10月31日</u> まで					

	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1本釣に限 る	全川(柿田 川を除く)	3月1日か ら5月19 日まで		フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1本釣に限 る	全川(柿田 川を除く)	3月1日か ら10月31 日まで
			全支流(柿 田川を除 く)但し大 見川は梅木 発電所取水 口より上流 域、持越川 は大堰堤よ り上流域、 黄瀬川は鮎 壺の滝より 上流域に限 る。	5月20日 から10月 31日まで					
			黄瀬川(鮎 壺の滝より 上流域に限 る)	10月1日 から10月 31日まで					

附 則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。